

FPオフィス Life & Financial Clinic (LFC)

2024年、資産マネジメントの新時代が始まる！



(東京都・国分寺市：令和5年12月撮影)

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

2024年は、資産マネジメントにとって大きな転機を迎える年となります。この変化の波を捉え、より良い未来へと舵を取るために、私たちの家計において、新しいアプローチを取り入れる時が来ました。

資産マネジメントとは、資産を形成し、資産を継承することです。また、高齢期の判断能力の低下を想定し、適切な財産管理制度を活用することも含んだ概念です。

2024年は、この分野における「元年」とも言える新しい制度が始まる重要な年です。

まず、新たに始まるNISA制度により、個人は最大1800万円の非課税投資枠を無期限・恒久的に利用できるようになります。これは家計の資産形成において、前例のない大きな変革をもたらします。

また、相続税・贈与税の改正が行われます。これは、相続時精算課税制度にこれまでの2500万円の特別控除とは別に、新たに年間110万円の基礎控除が創設されると

いうものです。これにより、生前贈与による次世代への資産継承に大きな変革がもたらされます。

さらに、認知症基本法が施行され、認知症の人の意思決定の支援及び権利利益保護の機運が高まることが期待されます。これにより、高齢期の財産管理サービスに大きな変革がもたらされることが予想されます。

資産マネジメントにおいて重要なことは、単に資産を殖やすといった投資手法や、資産継承に関する税務、財産管理に関する法務などのテクニカル面ではなく、資産形成においてはどのような人生を送りたいか、そして資産継承を通じてご自身の想い、家族の文化や歴史をどのように次世代に伝えるかという視点です。さらに、財産管理においては、自身や家族の意思を尊重する適切な制度の選択が求められます。

つまり、相談者とご家族の人生を基軸にした最適な選択、ライフプランベースアプローチが大切になります。LFCでは、このライフプランベースアプローチに基づく資産管理を「アセットマネジメント3.0」として位置づけ、気持ち新たにお客様に向き合っていく所存です。

2024年は、資産マネジメントの新時代が始まる年です。LFCは、お客様の人生に寄り添い、最適な資産マネジメントをご提案いたします。本年も変わらぬご支援、ご愛顧を賜りますよう心よりお願い申し上げます。



FPオフィス Life & Financial Clinic  
ファイナンシャル・プランナー  
平野 泰嗣 平野 直子

新薬「レカネマブ」保険適用、認知症との付き合い方。

厚生労働省によると、認知症患者数は2040年には約800万人から950万に上ると推計されています。これは、高齢者の3.4人に1人が認知症になることを意味します。

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、昨年6月14日に認知症基本法が成立しました。認知症施策の基本理念や責務、施策分野や推進体制などが定められています。基本となる施策の分野は、理解の増進、バリアフリー化、社会参加、意思決定支援と権利利益の保護、保健医療サービスの提供体制、福祉サービスの提供体制、研究等の推進、予防の推進の8つです。

最近の話題として、アルツハイ

マー型認知症治療薬「レカネマブ」が保険適用となったことがあります。この薬は、脳内に溜まったアミロイドβという物質を取り除くことで、病気の進行を抑えることを目指しています。認知症になる前の軽度認知障害や軽度の認知症の人に適用されます。治療は、2週間に1回、1時間程かけて点滴する必要があります。年間治療費は約298万円とのこと。ただし、高額療養費制度により、70歳以上の一般所得層の場合、実質自己負担額は年間14.4万円で、何とか手に届く金額です。

認知症は治療だけでなく、予防と早期発見も重要です。認知症予防には、生活習慣の改善や脳の活性化が効果的です。適度に運動を行

い、塩分や動物性脂肪を控えた食事を心がけましょう。興味や好奇心を持って、新しいことに挑戦したり、記憶や判断力を鍛えるゲームやパズルなどが効果的です。また、人との会話や社会参加も大切です。認知症の早期発見には、物忘れや判断力の低下などの兆候に周りの人が気付いてあげることが重要です。認知症の疑いがある場合には、かかりつけ医に相談し、必要に応じて、脳の画像検査や脳脊髄液検査などを受けましょう。認知症は、私たちの身近な問題です。認知症の人とその家族に寄り添い、認知症に優しい社会を作ることを私たち一人一人が心がけたいです。



◆お届けする内容◆

・2024年、資産マネジメントの新時代が始まる！

・新薬「レカネマブ」が保険適用。認知症との付き合い方

・コア・サテライト戦略でポートフォリオの最適化、新NISAの活用法

・2024年暮らし改正カレンダー

・利便性も向上!? 新しい財産管理制度としての民事(家族)信託

・気候変動への挑戦: 住宅の省エネ化と持続可能な生活への転換

・2023年下半期のLFC活動報告

・LFC、お勤め相談メニューの紹介



# 2024年1月、新NISA制度開始。資産運用の視点は？



## ■コア・サテライト戦略でポートフォリオの最適化、新NISAの活用法

コア・サテライト戦略とは、ポートフォリオ(運用資産の配分)を守りながらコア(中核)と攻めのサテライト(衛星)に分けて管理する運用方法です。コア部分はリスクを抑え長期的に安定したリターンを得られるアセットクラスで運用します。例えば、インデックス型の投資信託やETF、債券、保険などが挙げられます。サテライト部分はコアよりも高いリターンが期待できる可能性があるアセットクラスに投資します。例えば、個別株、アクティブタイプの投資信託などが挙げられます。コア・サテライト戦略のメリットは以下のとおりです。

・コア・サテライト戦略を取り入れることで、ポートフォリオ全体のリスク・リターンのバランスを最適化できます。コア部分は安定したリターンを想定し、サテライト部分は高いリターンを狙うことで、ポートフォリオのパフォーマンスを向上させます。・相場環境に応じてサテライト部分の売買を行うことで、機会損失を防ぐことができます。サテライト部分は相場の変動に敏感な商品が多いため、自分の判断や情報に基づいて柔軟に売買を行うことが重要です。

2024年1月から始まる新しいNISA制度では、つみたて投資枠と成長投資枠の併用が可能になります。これは、コア・サテライト戦略におけるコア部分とサテライト部分にそれぞれ対応することがで

きるということです。

### ●コア部分の選び方

コア部分は長期的に安定したリターンを目指すアセットクラスで運用します。そのため、インデックス型の投資信託などの指数に連動する商品がお勧めです。インデックス型の投資信託は、TOPIXやMSCI世界株価指数などの代表的な市場指数に連動するように運用されるため、長期的に安定したリターンが期待できます。また、運用会社の判断に左右されないため、信託報酬も低く抑えられます。コア部分は「つみたて投資枠」で積立投資を行うことがおすすめです。

### ●サテライト部分の選び方

サテライト部分は高いリターンが期待できる可能性があるアセットクラスに投資します。そのため、個別株やアクティブタイプの投資信託などの運用会社の判断による商品がお勧めです。個別株やアクティブタイプの投資信託は、市場の動向や個別銘柄の分析などに基づいて積極的に売買を行うことで、ベンチマーク(基準)となる指数や平均よりも高いリターンを目指します。サテライト部分は成長投資枠で一括(スポット)方式やつみたて投資枠では購入できない投資信託を積立方式で投資することがおすすめです。一括(スポット)方式とは、一度にまとまった金額を投資することで

す。また、個別株で配当金を受け取りながら株主優待を楽しむのも良いでしょう。配当金を非課税とするためには、配当金の受取方式を「株式数比例配分方式」(証券口座で受け取る方式)を選択する必要があります。

### ●まずはつみたて投資枠に挑戦しよう！

投資が怖くて積立投資も始められないという方は、こんなデータを参考にしてみてくださいはいかがでしょうか。日経平均の高値であった1989年12月の38,915円で投資をし、34年後の2023年11月の33,487円で売却した場合、約14%の損失になります。同期間に毎月1万円ずつ投資をしたとすると、408万円の元金が889万円の2倍以上になりました。あくまでも過去の結果ですが、長期積立投資を始めるのに勇気を与えてくれるデータです。

新NISAは長期的な資産形成に適した制度です。ぜひ初めてみてはいかがでしょうか。



## 2024年は、20年ぶりに新しい日本銀行券の発行、金融の節目の年



### ■2024年の暮らしを見据える！改正カレンダー

2024年に予定されている暮らしに関わりのある出来事や制度改正をカレンダーにまとめてみました。2024年は、1月の「新しいNISA制度」、「相続税・贈与税の改正」が大きな目玉ですが、それ以外の改正について見ていきたいと思います。

#### 【2024年暮らし改正カレンダー】

1月	●新しいNISA制度の開始 ●相続税・贈与税の改正 ●認知症基本法の施行 ●住宅ローン減税を受けられる住宅条件変更 ●産前産後期間の国民健康保険料の免除制度
3月	●北陸新幹線：福井県敦賀まで延伸
4月	●不動産の相続登記の義務化 ●建設・運送・医療の時間外労働規制の猶予終了 ●改正障害者総合支援法の施行
6月	●定額減税の実施
7月	●新しい日本銀行券の発行開始
10月	●社会保険の被保険者範囲の拡大(従業員数51人以上の事業所)
秋	●マイナカードと健康保険証の一体化
12月	●企業型DC、iDeCo拠出額の公平を目指した変更

#### ●定額減税の実施(6月の給与・賞与)

令和6年度の税制改正大綱により定額減税が実施される予定です。本人および扶養親族に対して、所得税3万円、住民税1万円の定額減税。所

得税は6月支給分の源泉所得税から順次控除、住民税は、6月分の特別徴収を行わず7月以降の住民税を調整するという方法で、過去には1998年に同様の方法で実施しました。前職時代に給与計算担当だったのでプログラム修正などで苦労した記憶があります。

#### ●新しい日本銀行券の発行(7月3日)

千円、5千円、1万円紙幣が約20年ぶりに刷新されます。約40年間1万円札として慣れ親しんだ福沢諭吉先生の肖像画は、5千円札に津田梅子氏、千円札に北里柴三郎氏に代わります。紙幣刷新の目的としては改元を機にすることやタンス預金のあぶり出し、偽造防止などが推察されます。国立印刷局のHPIに、150年以上にわたり培った偽装防止技術の結晶と謳われています。肖像の3D画像が回転するホログラムに着目しましょう。最近では、現金を持ち歩くことが少なくなりました。1年間の私(平野泰嗣)の家計の記録を調べてみると、ATMから現金を降ろしたのは僅か3回でした。金融機関のATM・CD機は2018年9月末の10.7万台から2022年9月末には8.9万台と年率4%のペースで減少。キャッシュレス化が進んでいる様子が伺えます。

#### ●住宅取得等資金の贈与の非課税制度

廃止されると噂されていた直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度(一般住宅500万円、省エネ住宅等1000万円)が3年間延長される予定です。令和5年度税制改正で相続・贈与税の改正内容や教育資金の一括贈与の特例の延長が2026年3月31日までとされていたのでこれは意外でした。

#### ●2024年、年金・税制改革の議論が活発化

2024年は、翌2025年の年金法改正にむけて公的年金や私的年金(確定拠出年金)について議論が活発になる見通しです。公的年金では、国民年金保険料の納付期間を60歳から65歳に延長するかどうか、第3号被保険者の問題、遺族年金の受給要件の男女差の解消、在職老齢年金制度など課題は多いです。確定拠出年金制度では、単年度の拠出限度引上げや生涯拠出限度額の検証など。税制改正では、年金改革と同時並行で、令和6年度の税制改正大綱でも触れられている私的年金等に関する公平な税制のあり方として、公的年金控除・退職所得控除の見直し、その他の控除他、各種控除の見直しが検討されます。その議論をしっかり見守っていきます。

# 認知症の親の金融資産は200兆円に到達！ 口座の凍結対策



## ■ 利便性も向上!? 新しい財産管理制度としての民事(家族)信託

日本の高齢者の金融資産は、今後も増加の一途をたどると予測されます。特に、認知症の有病率が高まることによって、認知症患者の保有する金融資産額は、1995年度末時点の49兆円から、2030年度末時点には215兆円に達し、個人金融資産の1割に相当すると試算されています。認知症患者の金融資産増加によって、高齢者消費の停滞、リスクマネーの供給減、特殊詐欺など関連犯罪の増加などが懸念されます。

認知症になると、銀行は名義人の資産を守るために、その預金口座を凍結することがあります。口座が凍結されると、預金の引き出しや入金、振替、解約などができなくなり、生活費や介護費などの支払いに困る可能性があります。

### ■ 親のキャッシュカードの借用は違法?

認知症の親のキャッシュカードを借りて預金を引き出すという方法は、親の同意があれば違法ではありません。しかし、そのための条件や留意点は以下ようになります。

- ・親の同意は、口頭での依頼や委任状の作成など、明確に示される必要があります。
- ・引き出したお金は、親のために使われることが前提であり、自分のために使い込んだりすると窃盗や横領に問われる可能性があります。
- ・引き出したお金の使途や金額は、領収書や明細などで記録しておくことが望ましく、後から親や他の親族から疑いをかけられたときに証明できるようにする必要があります。

### ■ 認知症の親の預金を引き出す4つの方法

#### ● 金融機関に「代理人」を届け出する方法

【メリット】本人の意思に沿って家族が代理人になれば、代理人カードの発行など手続きが比較的簡単である

【デメリット】取り扱っている金融機関に限られていたり、本人の意思能力が低下した後には利用できない

#### ● 全国銀行協会が発表した指針に基づく方法

【メリット】資金使途が明確で緊急の場合、家族が預貯金を引き出せる、全国的な指針である

【デメリット】最終的な判断は各金融機関に委ねられている、継続的に家族が預貯金を管理することは想定していない

#### ● 任意成年後見制度を利用する方法

【メリット】本人の意思に沿った後見人や契約内容を選べる、口座凍結や制限を回避できる

【デメリット】手続きが複雑で時間がかかることと費用が高額になること、家族が後見人である場合、任意後見監督人が選任され、報告などの手続きの負担が重いこと

#### ● 家族信託を利用する方法

【メリット】本人の意思に沿って家族や親族が財産を管理できる、手続きが比較的簡単

【デメリット】信託契約の内容によっては、本人の状況に応じた柔軟な対応ができない、費用が高額になる。信託財産の報告義務がないため、他の相続人から使い込みなどの疑いがかけられる

### ■ 認知症の親の財産管理に有効な方法は?

認知症の親の財産管理には、様々な方法がありますが、その中でも、後見制度や民事信託が法的な安定性もあり有効であると言えます。しかしながら、成年後見制度には第三者が介入する・費用が高い・財産活用に制限がある・やめられない・負担が大きいという5つのデメリットがあります。そこで、民事信託への関心が高まっています。民事(家族)信託は、高齢になり、自分の財産(現金・預金や、自宅などの不動産など)を管理できなくなったときに備えて、自分が保有する財産の管理や運用、処分をする権利を家族に与えておく財産管理制度です。

#### ・財産の管理を依頼する委託者＝親

#### ・依頼を受ける受託者＝子

このように親子の間で契約を結び、財産管理を行います。また、家族信託は、銀行預金だけでなく、自宅や収益物件のような不動産も対象とすることができます。認知症を発症すると預金だけでなく、不動産も売却などができなくなるため、総合的な認知症・資産凍結対策として家族信託を利用する人が増えています。これに対応し、民事信託の受託者名義の口座を開設できる銀行・証券会社も増加しつつあります。家族信託を利用することで、親の財産を守りながら、親のために使うことができます。

LFCでは、お客様に合った財産管理制度の選択に関する相談も承っています。

## 省エネ行動は家計の節約に、省エネ住宅は地球に優しく防災にも

### ■ 気候変動への挑戦：住宅の省エネ化と持続可能な生活への転換

2023年の日本の夏の全国の平均気温は、1898年の統計開始以降で最も高くなりました。暑さは秋になっても収まらず、東京都心では7月6日から9月7日にかけて、64日間連続で最高気温30℃以上の真夏日となり、過去最長を記録しました。

2023年は世界的にも平均気温が高く、エルニーニョ現象の要因の他、少なからず地球温暖化の影響も考えられます。このような気候変動の現状を見ると、私たちもできることをしなければと感じた年だったのではないのでしょうか。地球温暖化の原因となる温室効果ガス排出を抑制するために各家庭では、節電、節水、節燃、3R(リサイクル、リユース、リデュース)など省エネ行動を心がけることが大切です。省エネ行動は家計の節約にもつながります。省エネ行動は、日常生活の中で気軽にできるものですが、それだけでは地球温暖化の進行を食い止めるには不十分です。

少し大がかりになりますが、より効果的な省エネ対策があります。それは住宅の省エネ化です。住宅の省エネ化とは、住宅の断熱性能を高めた

り、再生可能エネルギーを利用したりすることで、住宅のエネルギー消費量を減らし、CO2排出量を削減することです。例えば、東京都では、電力を「Hへらす・Tつくる・Tためる」の3つのキーワードに沿ったHTTの取り組みを推進しています。住宅の省エネには費用がかかりますが、国や自治体はその費用の一部を負担する制度があります。省エネリフォームや高い省エネ性能を有する新築住宅の取得に対して補助金を交付する「住宅省エネ2023キャンペーン」は、こどもエコすまいる支援事業、先進的窓リノベ事業、給湯省エネ事業の3つの事業の総称で、好評につき2024年度も実施されます。先進的窓リノベ事業の支援(最大200万円)が受けられる内窓の設置は、窓の断熱性能を高めることで、冷暖房費の節約やCO2排出量の削減につながります。さらに、内窓は防音性や防犯性を向上させます。また、窓の内側の温度を上げることで、結露を防ぎ、カビやダニの発生や、窓枠の腐食などの住宅の劣化を防ぎます。内窓は、省エネ以外にも、住まいの快

適性や健康性を向上させることができます。また、太陽光発電の導入もCO2削減に効果的です。太陽光発電は蓄電池を併用することで、太陽光発電した電気を貯めておき、停電時に電気を供給することができ防災にも有用です。ただし、太陽光発電にもリスクがあります。最近では、富士山の噴火による降灰の可能性が指摘されています。降灰は、太陽光パネルの表面に付着すると、発電効率を低下させたり、パネルの損傷を引き起こす恐れがあります。そのため、定期的なメンテナンスや清掃が必要です。また、降灰の予測や対策についても、事前に情報収集や準備をしておくことが大切です。

省エネ住宅に対する支援は国だけでなく、東京都のように独自に行っている場合もあるので自治体のHPなどをチェックしてみましょう。制度を活用して、他にも様々な効果がある設備を導入することで、私たちは、地球温暖化の抑制に貢献するとともに、快適で安全な住まい環境を実現することができます。



# Web会議システムを利用したインターネットでの相談、好評受付中

## 2023年下半期のLFCの活動報告

2023年下半期は、大谷選手の活躍、藤井8冠誕生など、若者の活躍が目立ちました。

### ●ビジネス

マスク着用など感染症に気をつけながら対面のセミナー、相談もすっかりコロナ前の水準に戻った感じがします。マスクを着用する機会が多いのでここ数年、平野泰嗣も直子も風邪に罹患した記憶がありません。ビジネス面では、コロナ禍に準備を進めてきた中小企業を経営・資産・家族の視点でご支援するサービスを提供するファミリービジネスマネジメントオフィス(FBMオフィス)のサイトを昨年10月に本格的に立ち上げました。LFCでは、生活者のファイナンシャルプランニングに関するサービスを提供し、FBMでは中小企業の経営者向けのサービスを提供します。どちらも「その人らしい幸せな人生の実現をサポートする」というコンセプトは変わりありません。ご関心を持たれた方は、このページ下のQRコードをご覧ください。また、LFCのサイトでは、ChatGPTなどの生成AIを活用しながら、初心者向けのコラムを少しずつ充実していますので、お時間がある方は、サイトをご覧ください

ただければ嬉しいです。2024年は、資産の形成・管理・継承などの相談をしっかり行っていきたいと思います。

### ●プライベート

昨年の夏の猛暑対策を兼ねて、相談室のバルコニー部分にオーニングを設置しました。ベランピングとまではいきませんが、アウトドア用のテーブルやランタンなどを揃えて楽しんでいます。キャンプが趣味の人がグッズにハマるのが少しわかるような気がしました。また、キャンプ道具は、防災グッズとしても併用できると思いました。今回の通信で取り上げた内窓設置もしてみました。夏冬の冷暖房の削減効果も実感していますが、レゴとベルの吠え声が外に漏れるのを防ぐ、防音効果も優れています。秋の旅行は、紅葉の季節に軽井沢に行ってきました。旧軽井沢銀座商店街を車で通り抜けたのですが、平日にもかかわらず観光客で賑わっていました。2024年の春の旅行は、今までの遠距離旅行と少し趣向を変えて、滞在型の旅行で少しのんびりしたいなと思います。



●NIKKIプラスI (2023.10.28)  
「くらし探検隊」



●DCだより (2023年秋号)  
「知って得するお金の豆知識」



●東京都空家フォーラム  
(2023.10.28)



●オーニング設置(7月)



●長野県・車山(8月)



●東京都・撮影スタジオ?(12月)

来年のお出かけ期待しているワン!

●群馬県・奥軽井沢(10月)



あなたらしい“幸せな人生”を送ること。それが私たちの願いです。

### FPオフィス Life & Financial Clinic

〒104-0031  
東京都中央区京橋 1-3-2  
モリイチビル4F オフィス平野  
●電話：03-6820-2213  
●メール：info@mylifeplan.net

発行・編集 平野 泰嗣・平野 直子



Webサイトもご覧ください  
<https://www.mylifeplan.net>

### ●顧問FP(38,500円/1年間)

#### 【いつでも相談できるあなたのFP】

お客様の生活状況に合わせて、いつでも相談できる「顧問FP」として、お客様とライフプラン、ファイナンシャルプランを共有し、その実現をサポートします。

★未来設計図(ライフ&マネープラン)作成★ HPより、お問合せください。



### ●総合資産管理サービス(110,000円~/年)

#### 【家計財産簿と資産総合分析】

ファミリーミッション実現のために戦略的な事業承継・円滑な財産移転等を提案。総合資産管理の視点でポートフォリオ分析、保障分析、相続分析を行います。

★家計財産簿、診断レポート付★ HPより、お問合せください。



中小企業と創業ファミリーのコンシェルジュ  
～企業価値を高め豊かな企業に  
経営者と従業員その家族の幸せのために～

- ・ファミリービジネスマネジメント
- ・事業承継・M&Aコンサルティング
- ・経営コンサルティング
- ・行政書士業務

ファミリービジネス  
マネジメントオフィス



↑ <https://www.family-management.net>